プロジェクト　リース
項目　第 109 回リース会計専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料では、第 109 回リース会計専門委員会（2022 年 2 月 10 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

表示及び開示について

（表示及び開示に関する基本的な方針案）

2. 借手の表示及び開示について、IFRS 第 16 号と整合的なものとする基本的な方針について賛成する。

3. 改正リース会計基準等が「簡素で利便性の高いもの」を目指すことで、利用者に必要な情報が欠落する可能性もあることから、開示を簡素にするのは避けるべきであり、利用者への影響を十分吟味しながら検討をすすめる必要がある。

4. 連結財務諸表における使用権資産の科目表示をどうするか、詰めておく必要があると考える。

5. 日本基準における有形固定資産や無形固定資産の開示は、IFRS 基準に比べると少ない現状を鑑みると、リースに関する開示とのバランスを考慮する必要があるのではないか。

（借手の表示及び開示について）

6. 「開示目的を満たすために必要な追加の定性的情報及び定量的情報」を、開示項目から外してしまうと、書かなくて良いというメッセージとして受け止められる可能性がある。これらの情報が重要な会社については、任意でも良いので、開示をする流れに持って行った方が良いと考える。また、これらの情報は米国基準でも開示項目とされていることを勘案すると、開示項目から外す場合には、その理由を結論の背景等でしっかりと説明したほうが良いと考える。

7. 「開示目的を満たすために必要な追加の定性的情報及び定量的情報」については、例えば延長オプションに関する開示等、開示目的に照らして重要と考えられる項目を、日本のリース実務に適合した例示あるいはガイダンスの形で出すのが分かりやすく良いのではないか。

8. 「開示目的を満たすために必要な追加の定性的情報及び定量的情報」に掲げられている開示項目のうち、変動リース料については、まだ十分な議論がなされておらず、また、サブリースについては追って検討される課題と認識しており、当該議論を踏まえて検討したほうが良いと考える。

9. 開示目的に照らして重要と考える場合に、企業に自主的な開示を求める考え方は、今の時代の流れに沿っているものと考える。

10. 短期リースや少額資産のリースに係る費用の開示については、集計に負担が生じると思われる。一方で、短期リースや少額資産のリースに関しては、これまでの重要性の定めの議論の中で、簡便的な取扱いの選択肢を残すこととしており、この取扱いとの関連性を分析するとともに、費用対効果の観点から、利用者の視点から見て集計が本当に必要かを検討したほうが良いのではないか。

（貸手の表示及び開示について）

11. 貸手の開示に関して、IFRS 第 16 号では、これまでの貸手の会計処理を踏襲する一方で、例えば、オペレーティング・リースにおける残価リスクの開示など、利用者の要請から開示の拡充が図られたという経緯もあることから、日本基準の開示の検討にあたっては、国際的な会計基準との整合性と国内の利用者のニーズを勘案して、情報の分析を行ったうえで議論を進めて頂きたい。

12. 貸手の開示に関して、貸手の立場からは、これまで利用者から特段の議論が寄せられておらず、また、定性的な意味でのリスク情報の開示は、非財務情報の中で開示を行っているところでもあり、現状の開示のままで良いのではないかと考える。

13. 貸手については会計処理を変更しないという原則のもと、開示について拡充を図ることとなった場合には、作成者に過大な実務上の負担が発生する可能性があると考える。現状の開示においては開示は十分であると考えており、現状の開示の変更は不要と考える。

14. 貸手の開示に関して求める内容は、利用者側の立場によって多様であると考えられることから、すべてのニーズに応える姿勢で基準の開発を進めていくのは難しいと考える。まずは、事務局の提案の通り、IFRS 第 16 号の考え方をベースとして、現状として多くの問題や議論が出ていないのであれば、従来通りに進めてよいのではないかと考える。

15. 貸手の開示に関して、IFRS 第 16 号では、借手の開示において求められている延長オプションや解約オプションに関する追加の定性的情報及び定量的情報の開示が求められていないが、米国基準では、貸手についても情報開示が要求されている。

新しい基準を作るのであれば、利用者側の方で今までの開示がどうだったのかについての情報を得たうえで検討してはどうか。

IFRS 第 16 号における設例の取扱いについて

16. 設例 2 の「小売スペース」について、IFRS 第 16 号の設例における「顧客が使用するスペースの広さは契約で定められている(specify)が、特定された(identified)資産はない」という記載について、事務局では、資産が特定されていないと解釈し削除を提案しているが、設例では、スペースの広さが特定されているという位置づけで書かれた設例と思える。設例 4 の「小売区画」にも関連することから、原文に照らして再確認いただきたい。

17. 設例 3 の「光ファイバー・ケーブル」は、IFRS 第 16 号において、資産の稼働能力又は他の部分のうち物理的に別個ではないものがリースになるかという点に実務上の議論があって、あえてガイダンスを入れて設例が作られているため、もしこの設例を入れず、基準本文にも物理的な別個の考え方を入れないと、リースの範囲が拡大することが懸念される。

改正又は修正の検討が必要となる可能性がある他の基準等について

（公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱いの改正案）

18. リース会計基準の適用範囲に含めない理由として、運営権者が使用収益する権利に大きな制約があることが挙げられているが、新リース会計基準においてリースの識別の考え方を採り入れる以上、経済的便益のほとんどが享受できるか、使用指図する権利が実質的にあるかという視点から、リースに該当するか否かを整理する必要があるのではないか。

19. 公共施設等に関しては、インフラ事業を行っている企業が一旦官庁に売却した上で、改めて企業側に運営権が付与されるという形態になっていることから、これらを全体として見ると、セール・アンド・リースバック取引の会計処理が関連する可能性があり、合わせて検討頂きたい。

以　上